

掛川市公告

掛川市農業振興地域整備計画の一部を別紙のとおり変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定に基づき公告し、変更後の掛川市農業振興地域整備計画書を同法第13条第4項で準用する第12条第2項の規定に基づき掛川市役所において縦覧に供します。

平成29年8月30日

掛川市長 松井三郎

別紙

1 農用地区域の変更

掛川市農業振興地域整備計画書の第2の2の(1)の表中「地区記号、区域番号」欄の各項の
「除外する土地」
「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」
欄を以下のように変更する。

地区記号 区域番号	「除外する土地」 「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」 欄の変更事項

2 用途区分の変更

掛川市農業振興地域整備計画書の第2の2の(2)の表中「地区記号、区域番号」欄の各項の「用途区分」欄を下表のように変更する。

地区記号 区域番号	「用途区分」欄の変更事項
E-2	次の土地の農業上の用途区分を樹園地から農業用施設用地に変更する。 岩滑字明僧 1550 番地の一部